

令和3年度 南丹市社会福祉協議会 ボランティアグループ活動 特別助成事業 実施要綱

【目的】

この事業は、南丹市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が保有するボランティア基金の運用益および赤い羽根共同募金を財源に、南丹市内でボランティア活動を積極的に取り組んでいるボランティアグループの活動の拡充・発展のために、下記に掲げる助成対象経費について、一時的に資金を必要とする団体に助成するものです。

【助成対象】下記を満たす団体が申請できるものとします。

- ①社協に登録しているグループ。
- ②主に南丹市内において活動するボランティアグループ・団体等で、法人格をもたないグループ。

※京都府ボランティアバンク活動補助事業で全額助成された事業は対象外とします。

【助成対象経費】当該年度の予算の範囲内で下記のとおり助成するものとします。

助成対象経費 (①～④ 重複不可)	算出基準 ・ 内容
①団体が主催する会員内外に向けての学習会や研修会等の育成・啓発事業※団体が企画・運営をする事業を対象とします。	上限：30,000円 * 但し、複数のグループが合同して事業をする場合は、上限 50,000円とする。 【助成対象外】 <ul style="list-style-type: none">・会員が講師となる際の講師謝礼・各種団体が主催する研修会等の参加費及び交通費
②活動備品などの購入及び修繕	上限：60,000円 【助成対象外】 <ul style="list-style-type: none">・消耗品（耐用年数が1年未満で、価格が1万円未満のもの）・複数年度にまたがる備品の購入及び修繕・使用者が限定される備品の購入及び修繕
③団体が主催する記念事業	上限：30,000円 【助成対象外】 <ul style="list-style-type: none">・複数年度にまたがる2年目以降の事業・記念事業の開催が前回の開催から5年未満の事業
④その他特別な助成が必要と認められる場合	上限：50,000円

【助成対象期間】

2021年4月1日～2022年3月31日の活動

【申請方法】

申請書(指定様式)に必要事項を記入し、申請者の地域を所管する社協事務所に提出して下さい。「②活動備品などの購入及び修繕」については、見積書及びカタログを添付してください。

【申請期限】

2021年10月15日 (金) 必着

【審査について】

提出された申請書類に基づき、社協が設置するボランティアバンク運営委員会に諮問し、同委員会の答申により社協が決定します。

南丹市ボランティアバンク基金の予算総額範囲内の助成事業となります。申請事業内容を検討し、交付決定いたします。申請額通りに助成されるとは限りません。

【その他の】

- ① 助成が決定したグループは、所定の様式により助成金請求の手続きを経て、助成を受けることになります。
- ② 助成を受けたグループは、事業完了後、速やかに事業報告書・決算書を提出して下さい。報告書には、写真や領収書を添付してください。

お問い合わせは、南丹市社会福祉協議会の各窓口まで

〈地域福祉部(本所)〉 電話 0771-72-3220 [担当] 塩貝

〈園部事務所〉 電話 0771-62-4125 〈八木事務所〉 電話 0771-42-5480

〈日吉事務所〉 電話 0771-72-0947 〈美山事務所〉 電話 0771-75-0020